

(参考情報)韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース(2014年8月14日14時23分付け)

農林畜産食品部、AI防疫体制改善方策準備

- AI事前予防強化及び発生時の早期終息体制構築-

出典URL: http://www.mafra.go.kr/list.jsp?&newsid=155445891§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2014&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

《主な内容》

①事前対応体制の構築

- 渡り鳥移動経路上の国家間共同研究情報の共有、関係部処の渡り鳥調査協議体の構成(2014年8月)、「渡り鳥AI危険通知システム」の運営、渡り鳥群集地等「AI防疫管理地区」の指定及び農家・防疫施設への支援強化

②農家等主体別防疫能力の強化

- 畜産施設別標準マニュアルの策定、系列会社への防疫管理制度の導入、防疫脆弱農家の畜舎施設の改善及び環境への配慮・動物福祉畜産農家の育成

③発生時の早期終息

- 早期申告時の殺処分補償金の減額軽減、常時検査・仮想防疫訓練の拡大及び初動対応専門家のプール制運営

- 防疫地帯の弾力的設定*、殺処分の最小化(発生農家のみ殺処分の原則)、移動制限の合理化(陰性である場合出荷許可)等、主な防疫措置事項の改善

* (現行) 500m・3km・10km の一律設定→ (改善)基本ラインは維持、危険分析後に地域の条件により調整

④ICT防疫システムの構築及び迅速な疫学調査

- 全畜産農家情報DB(訳注:データベース)の構築・常時現行化、KAHIS(動物防疫統合情報システム)を活用したリアルタイム防疫状況の統合管理及び総合管制システムの構築

- 生産～と畜履歴情報のDB化、移動通信位置情報を活用した発生可能地域の予測

⑤農家補償制度の改善

- 防疫措置による農家損失の実質的補償、責任に対するインセンティブとペナルティが強化されるよう殺処分補償金支給基準の具体化

⑥防疫推進体系の改善及びRD(訳注:研究開発)

- 中央の防疫政策機能の補完及び地方組織の人材拡充の推進

- 部処間の共同研究の強化及び渡り鳥移動経路上の国家間の国際協力研究の推進

1. 現況

農林畜産食品部(イ・ドンピル長官)は、8月14日、本年1月16日に全羅北道高敞(コチャン)郡で最初に発生し、18の市・郡で発生した高病原性AIに対応した「AI防疫体制の改善対策」を準備したことを明らかにした。

今回のAI発生経過及び特性を調べたところ、今年1月16日に全羅北道高敞郡で最初発生して以降、現在まで18の市・郡で合計29件が発生した。

* 予防的殺処分、疫学関連農家等を含めた場合、計212件が陽性

今回のウイルスは、過去4回のAI(H5N1亜型)とは異なる新しいウイルス(H5N8亜型)で、伝播速度が遅く、ウイルス排出量が多いという特徴があり、

* 過去:100%斃死、4日間排出→今回:20%斃死、7日間排出(あひる実験結果、検疫本部)

-特に、防疫条件が脆弱なビニールハウスであひるを飼育する農家を中心に散発的に発生し、発生期間が191日(2014年1月16日~7月25日)と長期化した。

政府は、AI防疫のため「政府AI対策本部」を運営し、公務員・軍警等約59万人の人員が動員、全国約720か所に移動統制警戒所が設置・運営され、一時的な移動停止(standstill)を発令して農家間の水平伝播を最小化し、畜産農家と関連車両が登録されたコンピュータシステムを活用して迅速に疫学農家を把握・先制的に対応した。

また、家きん農家に対する補償方式についても、政府買入れの代わりに民間自律備蓄を誘導し、需給歪曲及び財政所要額を最小化するために努力した。

2. 対策方向

今回のAI改善対策は、周辺国でAIが常に発生するという条件上、常時AIの再侵入の可能性があるということを前提に、予防の強化、発生時の早期終息体制の構築を通じて被害を最小化することに重点を置かなければならないという共通認識を基に、

○これまでのAI防疫推進状況に対する厳正な評価と共に、農業者団体、消費者団体、専門家等からの意見収斂及び国家政策調整会議を経て準備されたものであり、主な改善方向は次のとおりである。

○第1に、渡り鳥等AI侵入要因に対する調査強化及び「危険通知システム」を運営し、渡り鳥群集地周辺等を「AI防疫管理地区」に指定し、既存農家の防疫施設基準を補完して新規畜産農家に対する許可基準を強化する一方、実質的な指導・点検を強化する等事前の対応体制を構築する。

○第2に、系列会社責任防疫管理制度を導入して系列会社に防疫責任を付与する一方、環境改善により畜産農家の体質を改善し、地方自治体の指導・点検及び評価を強化して主体別に責任防疫体制を確立する。

○第3に、農家等の早期申告を誘導して科学的分析を基礎に防疫上問題がない範囲内で殺処分の最小化を推進し、畜産車両のみの探知、拠点消毒警戒所での消毒により国民の不便さを最小化する。

○第4に、農家DB情報の現行化、畜産車両のGPS登録・管理の強化、AI発生地域に対する防疫状況の総合管理等、ICT(訳注:情報通信技術)基盤の疫学調査・分析及び発生可能地域の予測体制を構築する。

○第5に、防疫が優れた農家と疎かな農家を差別化して支援する等、補償・支援を具体化・現実化し、地方自治体の殺処分・防疫警戒所の運営等に伴う財政負担緩和方策を推進する。

○第6に、農林畜産食品部、地方自治体を中心に防疫行政体制を整備し、農林畜産検疫本部及び市・道の家畜衛生試験所等、防疫技術支援組織との役割及び機能分担を明確にして地方自治体への適正水準の現場人員配置を関係部処との協議を通じて推進する。

3. 対策内容

□AI 再発防止及び発生時の早期終息のための「AI 防疫体系改善対策」の具体的な主な内容は、次のとおりである。

① 事前対応体制の構築

○（渡り鳥の調査体制）渡り鳥の調査を強化*して、渡り鳥が群集地に到来すると周辺農家に迅速に通知する「渡り鳥 AI 危険通知システム」を常時運営する一方、

* GPS 装着(2013 年:75 個→2014 年:200 個)、捕獲検査(2014 年:4 千羽→2015 年 5 千羽)等
-渡り鳥移動経路上の AI 発生国家との共同研究及び AI 調査・発生情報の共有等、国際協力を強化して、

* OIE アジア太平洋地域 AI 調査ワークショップ(2014 年 8 月)、日中韓家畜防疫国際シンポジウム(2014 年 11 月)等を活用して国際的な常時協力体制の構築方策を協議する予定

○(防疫管理地区)渡り鳥群集地周辺等を「AI 防疫管理地区*」に指定して、農家の指導・点検・支援**と共に家きん農家の防疫施設の補完***及び新規畜産施設に対する洗浄・消毒施設等の許可基準を強化していく計画である。

* 132 邑・面・洞の 1,700 農家(全体比 35%)の 3,500 万羽(20%)推定

** 家きん疾病コンサルティング、他地域への移転希望農家の新築費用・導入資金支援等

*** 前室・消毒施設の設置義務化等、畜産業許可基準を一般地域より強化

②農家等主体別防疫能力の強化

○(農家)現場で実効性ある畜種別・と畜場等畜産施設別の標準マニュアル*を策定し、防疫教育を強化する計画である。

* 例:清潔・汚染区域の区分、消毒要領、家畜の導入・販売時の遵守事項等

○(系列会社)家きん農家の 90%以上が系列会社に所属している点を考慮して、系列会社所属の農家に対して独自の防疫プログラムを準備・実施させるようにする「系列会社責任防疫管理制度」を新規で導入し、

* 平常時には定期的に所属農家への防疫教育・指導及び消毒・調査を実施して、AI 発生時には発生農家への消毒・調査及び殺処分支援等を推進

* 系列会社が農家に防疫責任を転嫁することのないよう、標準契約書の補完、優秀系列会社へのインセンティブ及び未履行時の過怠金の賦課、地方自治体を通じた常時点検等の推進

- （環境改善）防疫脆弱農家に対する施設の現代化とリモデリングのための政策資金の支援*と共に、環境への配慮・動物福祉畜産農家の育成による飼育環境の改善を通じて、疾病に強い畜産業に体質を改善していく計画であり、

* 早期施設改善のために施設現代化資金（2014 年：1,692 億ウォン）の支援条件緩和を検討

- （点検・評価）常設「中央点検団」を運営して防疫が疎かな農家に対する指導・点検を強化し、地方自治体の防疫活動評価*を通じて責任防疫体系を構築する予定である。

* 検疫本部（防疫センター）の地方自治体防疫活動評価結果を農林畜産食品部の評価に反映し、評価結果は対外公表及び予算の差別化支援等

③AI 発生時の初期終息

- （早期申告・発見）農家への臨床教育、インセンティブの付与*等を通じた AI 早期申告の誘導と、迅速な AI 発見のための常時調査の拡大**及びあひるで AI が発生した時には出荷・移動前に AI 精密検査を義務化する計画であり、

* 早期に疑い申告した農家は、陽性判定時に 10%の範囲内で殺処分補償金の減額軽減

** 常時検査の拡大（2014 年：13 万件→2015 年：26 万件）

- （防疫地帯・殺処分）科学的分析を基礎として防疫上問題がないことを前提に、防疫地帯の設定、移動統制及び殺処分の最小化を推進するものの、

-防疫地帯は地形及び疫学的特性等を考慮して弾力的*に設定して、

*（現行）500m・3km・10km の一律設定→（改善）基本の枠組みは維持するものの、リスク分析後の地域条件により調整

-殺処分は最小化されるよう防疫地帯内の一括方式から選別的方式*に改善して、

*（現行）500m 又は 3km の予防的殺処分→（改善）発生農家の殺処分を原則とするものの、防疫地帯内の発生・申告時期、畜種、疫学関係、防疫実態等を考慮して予防的殺処分を実施

-防疫地帯内の家きん及び卵は、安全性確認後に出荷可能となるよう制度を改善*する計画である。

*（現行）全て移動制限→（改善）AI 検査後に陰性である場合、出荷可能

- （初動対応）AI 発生時の迅速な初動対応のため、防疫要領（SOP）の熟知及び地方自治体の仮想防疫訓練（CPX）の大幅強化（年 2 回→4 半期に 1 回以上）をし、初動対応専門家プール制を構成して発生時の現場状況に迅速に対応できるよう常時対応体制を構築する計画である。

④ICT 防疫システムの構築及び迅速な疫学調査

- （統計基盤構築）迅速な初動防疫措置のために畜種、飼育規模と所在地等の他、系列化、外国人勤労者の雇用実態、家畜取引記録、疾病発生状況、ワクチン接種実態等に対しても農家情報 DB を構築して、防疫支援本部及び地方自治体を通じて常時最新化（up-date）し、

- （総合状況管理）全ての防疫機関が動物防疫統合システム（KAHIS）を活用、リアルタイム防疫状況を共有、総合的に管理する総合管制システムを構築して、

○(疫学調査)孵化場、農場、と畜場等生産から流通までの履歴情報を ICT 基盤で DB 化して、移動通信位置情報*を活用した発生可能地域予測体制の構築等を推進していく計画である。

* KT-農林畜産食品部で行った「Big Data 基盤家畜伝染病拡散対応」のための MOU 締結 (2014 年 6 月 25 日)

○(消毒施設) ICT を活用した拠点消毒施設に電光掲示板を設置し、畜産車両のみの探知及び選別消毒する警戒所を運営して国民の不便さを最小化する計画である。

⑤農家補償及び地方自治体支援制度の改善

○(補償支援の現実化)環境への配慮・動物福祉認証畜産物に対しては実際の損失に伴う補償をして、AI 発生農家の廃棄飼料の補償を現実化(市価の 40% → 80%)する一方

-殺処分に伴う農家の生計安定支援対象を拡大*し、移動制限に伴う所得安定資金は実際の被害額が補償されるよう改善し、

* 鶏・あひる 2 万羽、肉鶏 4 万羽以下の農家のみ支援→全農家支援

○(補償基準の具体化) AI 発生農家は 20%を削減するものの、防疫が疎かな農家の場合、追加減額基準*を細分化(1 件当たり 5~10%、最大 80%)し、防疫活動優秀農家に対しては賞と共に殺処分補償金減額の範囲内で軽減(1 件当たり 5~10%、最大 50%)するようにして、

* AI 発生農家は 20%を削減するものの、違反の種類ごとに追加減額基準を現行の 5 種から約 30 種に細分化して、連続 AI 発生農家には追加減額(添付)

○(地方自治体負担の緩和) AI 防疫費用・補償金等について防疫責任分担の原則は維持するものの、海外での事例等を分析して合理的な水準で調整できる方策を検討し、地方自治体間(市・道及び市・郡・区間)の殺処分補償金分担の原則(5:5)策定を関係部署と協議して改善していく計画である。

⑥防疫推進体制の改善

○(防疫行政)中央の防疫政策機能を補完*、地方の組織人員を拡充**して、

* 農林畜産食品部の防疫政策総括企画機能を遂行する防疫組織を強化(現行、課単位で実行)

** 市・道は専門担当部署を新設、市・郡は飼育規模に伴う適正人員の配置を推進

○(診断・研究)中央(検疫本部)は AI 最終確定診断及び基礎研究に集中し、地方(家畜衛生試験所)*は AI1 次検査**及び現場研究を担当する計画である。

* 家畜衛生試験所機能の強化と役割明確化のための家畜衛生試験所法の制定を推進(現行は市・道の条例により運営されているので市・道別で機能・組織等が異なる)

** 検疫本部の AI 検査診断機能を地方自治体の家畜衛生試験所に移管

○(取締評価) AI 専門担当部署(検疫本部)の設置を通じて常時取締り及び評価機能を強化し、

- (相互連係)合同防疫訓練(CPX)の定例化及び中央・地方間の防疫協議会を開催して、市・道の相互取締り等を通じた各機関間の連係強化及び AI 発生時の対応を効率化する計画である。

⑦研究開発(R&D)の強化

- (R&D) AI の国内流入、診断及び防疫措置等、段階別技術を開発するために農林畜産食品部自身の研究、環境部・未来部等の部処間の共同研究を強化して、中国、日本等周辺国との AI 国際協力・研究を推進するつもりである。

-また、高病原性 AI ワクチン関連の研究・妥当性検討等に対する事項も推進*していく計画である。

* 先進国も高病原性 AI ワクチンを接種した事例はなく、ワクチン研究は事後対応のレベル

4. 期待効果及び今後の計画

(期待効果)改善対策に伴う努力が実を結ぶ場合、国民の不便さは最小化しながらも AI 防疫の効率性が高まるので、AI の再発防止と発生時の被害最小化を達成できると明かした。

- 新設される防疫管理地区を中心に劣悪な畜舎施設が改善され、主体別の責任性が高まるだけでなく、農家への指導・点検の強化を通じて発生を事前に予防できるということであり、

- AI 発生時にも早期の申告を通じて迅速な殺処分を進め、ICT を活用した迅速な疫学調査と徹底した防疫措置により拡散を最小化して初期終息が可能になるものと予想される。

- また、科学的な分析を基礎に防疫地帯を調整し、殺処分の範囲を最小化して消毒警戒所の運営改善等を通じて国民の不便さを最小化することにより国の財政負担を減らし、社会的な葛藤を緩和できることが期待される。

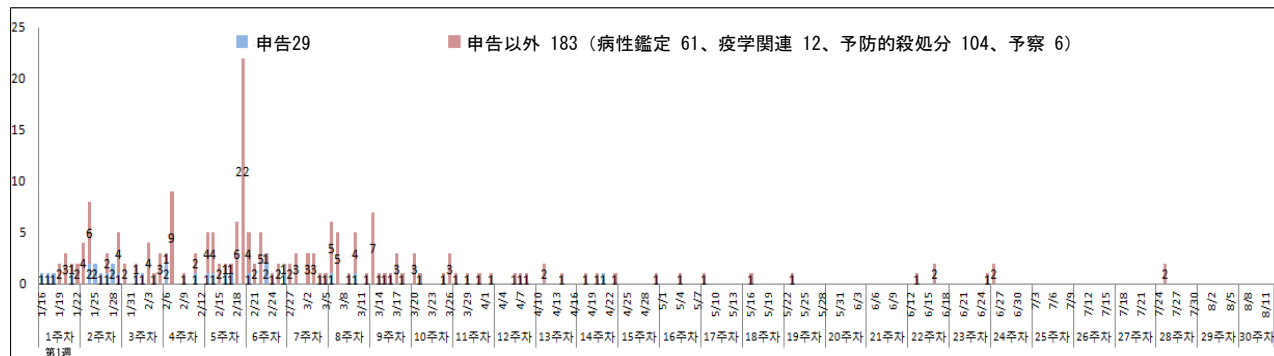
(法令改正)今回準備した「AI 防疫体系改善方策」は、家畜伝染病予防法、畜産法等関連法令の改正(2014 年～2015 年)を通じて支障なく施行する予定だとして、(農家の協力)合わせて、効果的な AI 防疫体制に転換されるためには政府・地方自治体の努力も必要であるが、畜産関係者の理解と実践が最も重要であると述べ明かし、畜産農家、系列会社等の協力を要請した。

〔本情報は、韓国農林畜産食品部が、8月14日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳を作成したもの。〕

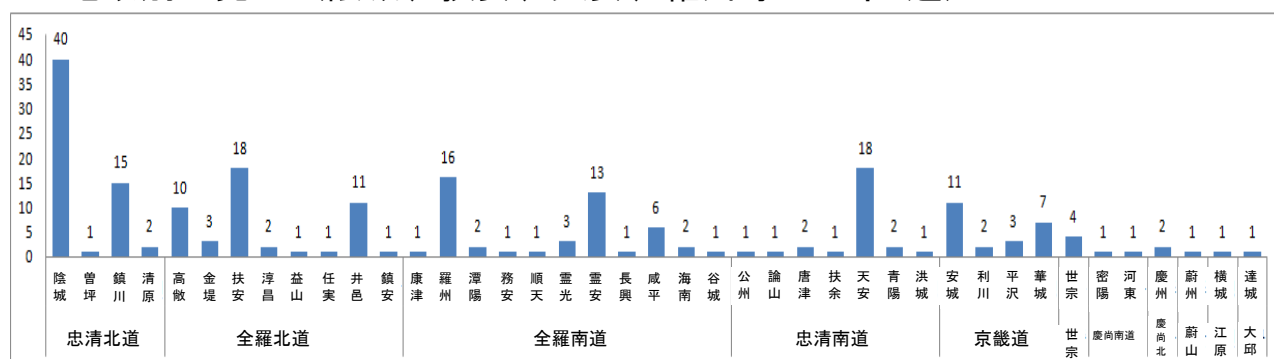
参考1

2014年の高病原性AIの発生状況

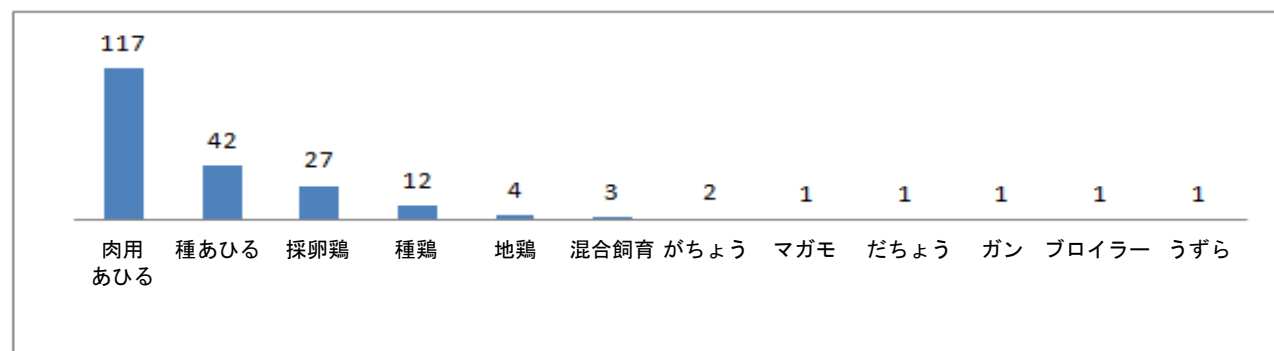
1. 日付別の発生（申告/受付日の基準、212件）



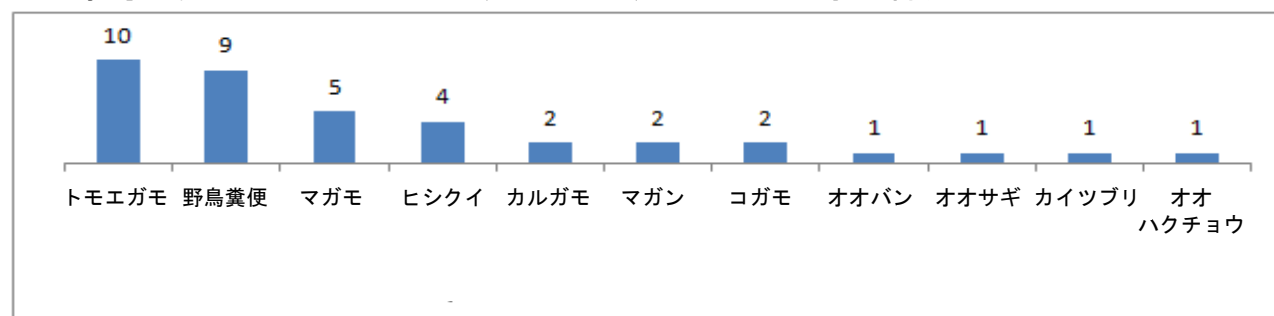
2. 地域別の発生（陰城、扶安、天安、羅州等の11市・道）



3. 畜種別の発生（肉用あひる、種あひる、採卵鶏、種鶏等）



4. 野鳥の発生（トモエガモ、マガモ、ヒシクイ等38件）



内容	既存	改善	効果	懸案事項	補完事項
殺処分	500m 以内の全ての農家は無条件で殺処分 3km は初期殺処分	500m 以内の発生農家を中心に殺処分。残りは危険性を評価・管理後に例外認定。	- 殺処分羽数の減少 - 資源の無駄の縮小 - 国民の共感形成	迅速な予防的殺処分に比べ、初期対応の不十分さを憂慮	(平常時) 発生時の対応体制の構築 - 現場対応を中心とした CPX - 専門家のプール制の構成・支援 (発生時) 迅速な遮断防疫 - 移動制限、発生農場殺処分、防疫措置等の完全な遮断防疫 - 殺処分(24 時間内)実施 - 発見・申告時期、地形、家きんの種類、設備、疫学特性、防疫実態、通常の防疫レベル等の危険度分析後に予防的殺処分 *自治体の判断ミス時に、中央政府の職権で殺処分命令(家伝法 52 条)
移動制限	防疫対策内の家きん・卵の無条件移動制限	防疫対策内の家きん・卵の制限的な出荷許可	- 媒体の事前除去 - 資源の無駄を縮小	家きん・卵の移動時の水平伝播憂慮	- 臨床・精密検査実施後に陰性を確認 - 家きん輸送専用車両を利用 - 防疫対策内及び最短距離のと畜場 - 卵は加工用(熱処

					理)のみを許可
消毒及び検問所の運営	全国で全ての車両に対する消毒の実施及び検問所設置	発生地域、伝播の危険性が高い地域に集中	- 国民の不便さ減少 - 防除費用の減少	伝播の憂慮	- 市・郡別に拠点消毒施設の設置、畜産車両の消毒実施 - 地域別・施設別・車両別に洗浄・消毒実施要領を設けて管理 - 常時調査規模拡大 - 渡り鳥渡来地等高危険地域を防疫管理地区として指定・特別管理
防疫管理地区の指定	- なし *特別管理期間は運営	- 新規導入特別管理 *渡り鳥渡来地、密集地域、過去の発生地域等	集中管理により事前予防及び発生の減少	- 規制強化 - 産業被害	- 進入不可ではなく強化した許可基準を提示 *既存農家は十分な猶予期間を設定 - 希望の際は、政策資金の支援、移転を誘導
系列会社の責任管理制度	なし	新規導入	- 系列会社の責任意識強化 - 事前予防	農家への転嫁憂慮	- 自治体などで定期指導・点検 - 系列会社の不正行為・防疫義務の責任転嫁防止のための標準契約書の改善 - インセンティブ提供及び過怠料の賦課 - 防疫プログラムを作り自主的に施行するように契約書に盛り込む

飼育環境の改善	防疫施設の老朽化、環境への配慮・動物福祉の考慮が不十分な飼育体制	畜舎施設の現代化・リモデリングの推進及び持続可能な環境に配慮した畜産の育成	根本的な体質改善により疾病の事前予防	- 持続的推進意志に不安感 - 実際の適用 possibleの有無	- 環境に配慮した畜産対策の継続推進 - 畜種別特性を反映した防疫施設基準の設置・普及 - 施設脆弱農家リストの構築、現代化事業の優先支援 - 系列会社が施設優秀農家と契約するよう指導 - 系列会社が施設不備農家と契約した場合、政策資金支援から除外 - 動物福祉の認証対象の拡大（‘14：養鶏→’16：あひる、うずら等）及び環境への配慮に対する直払金単価の上方修正等の支援強化
KAHIS等 ICT	KAHIS、GPS 車両管理等支援	IT 活用体制の定着（現行化、高度化）	正確・迅速な疫学調査等	情報の正確性維持の有無	- 防疫支援本部、自治体の専門担当人員の指定、KAHIS 情報の現行化 - 情報収集対象を小規模農場まで拡大（300m²→全畜産農家） - GPS 装着車両のみ畜産農家・施設に出入りできるよう義務化を推進
補償体制	補償・防疫責任の連係不足及び	優秀及び粗忽農家への差別化強化	優秀及び粗忽農家への責任強化	農家受入の有無	価格合理化のために代表価格算定体制の構築及び専門

	補償金現実化不足	・支払基準の現実化 ＊所得安定及び生計安定資金支援の拡大	・被害補償の現実化		研究サービス実施後の現場適用 ・動物福祉、環境への配慮等家畜生産物に実際の価格支援
--	----------	---------------------------------	-----------	--	--

参考 3

殺処分補償金減額基準の改変方策（施行例改正）

区分		現状	改善
陽性農場		20%減額	現状維持
追加減額基準（陽性農場に限る）			
畜産業の許可・登録		－	未登録・未許可（10%減額）
事前予防	遮断防疫基準（Biosecurity）	－	消毒記録簿未設置（5%減額）
		20%減額	消毒未実施（5%減額）
		－	消毒液未交換（5%減額）
		－	出入記録簿未設置（5%減額）
		－	出入記録漏れ（10%減額）
		－	農場専用衣類・履物等の未整備及び不衛生（5%減額）
		－	畜舎の破損放置*（5%減額） *ネズミ等の出入り放置
		－	飼料残存物の放置（5%減額）
		－	畜舎内外部不衛生*（5%減額） *ほこり等飛散

		-	畜舎糞便の未適正処理 (5%減額)
		-	義務防疫教育への欠席 (5%減額)
		-	野生動物防止対策 (例 ; ねずみ駆除対策) 未実施 (5%減額)
		-	その他防疫基準の未履行 (5%減額)
	防疫施設基準	-	前室未設置 (5%減額)
		-	消毒施設未設置 (5%減額)
		-	履物消毒槽未設置 (5%減額)
		-	車両消毒槽未設置 (5%減額)
事前予防	適正飼育密度の維持	-	垣根・塀未設置 (5%減額)
		-	外部者の出入禁止未表示 (5%減額)
		-	野生鳥獣類の進入遮断装置未設置 (5%減額)
		-	畜産法上の適正飼育羽数の超過分は補償金の未払い
申告	疑心畜申告	申告遅延 (20~60% 減額)	申告遅延/未申告 (50%減額)
	外国人勤労者	未申告 (80%減額)	単純未申告・消毒等未履行・教育未実施は 10%減額 (ただし、家畜伝染病の発生と関係時は 60%減額)
	海外出入国申告	消毒等不履行 (80%減額)	
	出生等申告	未申告 (20%減額)	現状維持
発生措置	検査等命令の履行	4 つ不履行時に 60%減額	不履行 (5%減額)
	疫学調査への協力	3 つ 不履行時に 40% 減額	不履行 (5%減額)
	消毒実施	2 つ以下の不履行時に 20%減額	不履行 (5%減額)

	移動制限遵守	-	不履行（5%減額）
	反復発生農家	-	防疫の不備により同一農場主・農場において連続で発生した場合、追加減額（ただし、AI が発生して終息するまで 2 回発生した場合、80% の減額）
	命令不履行	-	家畜防疫官の命令（放飼禁止等）不履行時に追加減額
インセンティブ	通常防疫 優秀農家	-	減額軽減（10%以内）
	通常家畜の出入 記録及び報告優 秀農家	-	減額軽減（10%以内）
	平常時の電話調 査協力優秀農家	-	減額軽減（5%以内）
	早期申告農家	-	減額軽減（10%以内）
	優秀防疫 認証農家	-	減額軽減（10%以内）
	最初申告者 （市・郡別）	-	褒賞金の支給

*家畜伝染病予防法、同法施行令別表 1 及び告示の改正

*既存の AI 発生農家殺処分の補償費、最小 20%支払規定は廃止

*陽性農家の減額軽減は、追加減額された部分（最大 80%）に限ってのみ軽減を受けられる